令和元年７月３日

事業者の皆様

障害福祉サービス提供時の注意事項について

　利用者の方へ障害福祉サービスを提供する際には、以下のことに注意するよう改めて周知させていただきます。

１　事業者は、障害福祉サービス利用者に適切かつ効果的なサービス提供を行えるよう支援関係者との日頃から連携を深めてください。また、支援関係者との連絡状況や確認内容も後で確認できるように記録を残しておいてください。

２　事業者は、生活保護を受給している障害福祉サービス利用者から自費でのサービス提供の依頼を受けた場合には、生活福祉課の担当ケースワーカーと十分協議してサービス提供を行ってください。

担当

大田区福祉部障害福祉課

障害者支援担当

電話番号　03-5744-1591